

平成 20 年 7 月 31 日

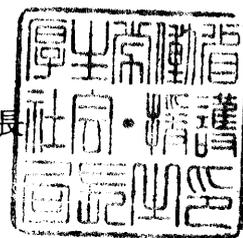
社援発第 0731003 号

都道府県知事

各 政令指定都市長 殿

中 核 市 長

厚生労働省社会・援護局長



社会福祉主事養成機関が社会福祉士養成施設等との併修を行う
場合における教育科目の読替の範囲等について

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 19 条第 1 項第 2 号の規定に基づく社会福祉主事養成機関の教育科目については、「社会福祉主事養成機関等指定規則」（平成 12 年厚生省令第 53 号）により定められているところですが、今般、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）が改正され、社会福祉士養成課程及び介護福祉士養成課程における教育科目が見直されたことに伴い、従来より運用されてきた社会福祉主事養成機関が社会福祉士養成施設等との併修を行う場合の当該社会福祉主事養成機関の教育科目について読替のできる範囲等を別添のとおり見直すこととし、平成 21 年 4 月 1 日より適用することとしましたので、参考まで通知します。

また、本通知の施行に伴い、社会福祉法第 19 条第 1 項第 2 号に基づく社会福祉主事養成機関の教育科目の読替の範囲等について（平成 12 年 3 月 31 日付け社援第 807 号厚生省社会局長通知。以下「旧通知」という。）は廃止します。

なお、旧通知に基づき、既に読み替えられた科目については、なお従前の例によることとします。

社会福祉主事養成機関が社会福祉士養成施設等との併修
を行う場合における教育科目の読替の範囲等

1 社会福祉士一般養成施設等と併修する場合

社会福祉主事養成機関が、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 7 条第 3 号に規定する社会福祉士一般養成施設等と併修を行う場合における教育科目の読替の範囲及び時間数については、次表のとおりとする。

社会福祉主事養成機関 の科目名	読み替えられる社会福祉士 一般養成施設の科目名	時間数	備考
社会福祉概論 (60)	現代社会と福祉	60	
社会福祉行政論 (30)	福祉行政と福祉計画	30	
社会保障論 (30)	社会保障	60	主事+30
公的扶助論 (30)	低所得者に対する支援と生活保護制度	30	
老人福祉論 (60)	高齢者に対する支援と介護保険制度	60	
障害者福祉論 (60)	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	60	
児童福祉論 (30)	児童や家庭に対する支援と 児童・家庭福祉制度	30	
家庭福祉論 (30)		30	
地域福祉論 (30)	地域福祉の理論と方法	60	主事+30
社会福祉援助技術論 (30)	相談援助の基盤と専門職	60	主事+150
	相談援助の理論と方法	120	
社会福祉援助技術演習 (60)	相談援助演習	150	主事+90
福祉事務所運営論 (30)	福祉事務所運営論 (※)	30	
社会福祉施設経営論 (60)	福祉サービスの組織と経営	60	
保健体育・レクリエーション	保健体育・レクリエーション	60	

(60)	(※)		
介護概論 (60)	介護概論 (※)	60	
医学一般 (30)	人体の構造と機能及び疾病	30	主事+30
	保健医療サービス	30	
法学 (30)	権利擁護と成年後見制度	30	
経済学 (30)	経済学 (※)	30	
社会学 (30)	社会理論と社会システム	30	
心理学 (30)	心理学理論と心理的支援	30	
社会福祉現場実習 (180)	相談援助実習	180	
社会福祉現場実習指導 (90)	相談援助実習指導	90	
その他 (420)	社会調査の基礎	30	
	就労支援サービス	15	
	更生保護制度	15	
	その他	30	
合計		1,500	

(注) ※印については、社会福祉主事養成に係る科目として社会福祉士養成に係る科目に上乘せして行わなければならない科目名を示す。

2 介護福祉士養成施設等と併修する場合

社会福祉主事養成機関が、法第39条第1項に規定する厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設等」という。）と併修を行う場合における教育科目の読替の範囲及び時間数については、次表のとおりとする。

社会福祉主事養成機関 の科目名	読み替えられる介護福祉士 養成施設等の科目名	時間数	備考
社会福祉行政論 (30)	領域「人間と社会」の科目と して各養成施設が編成した 科目全て	240	
社会保障論 (30)			
公的扶助論 (30)			
家庭福祉論 (30)			
社会学 (30)			

社会福祉概論 (60)	領域「介護」の科目として各養成施設が編成した科目全て	1,260	
老人福祉論 (60)			
障害者福祉論 (60)			
社会福祉援助技術論 (30)			
保健体育・レクリエーション (60)			
介護概論 (60)	領域「こころとからだのしくみ」の科目として各養成施設が編成した科目全て	300	
医学一般 (30)			
心理学 (30)			
児童福祉論 (30)	児童福祉論 (※)	30	
地域福祉論 (30)	地域福祉論 (※)	30	
社会福祉援助技術演習 (60)	社会福祉援助技術演習 (※)	30	主事-30
福祉事務所運営論 (30)	福祉事務所運営論 (※)	30	
社会福祉施設経営論 (60)	社会福祉施設経営論 (※)	60	
法学 (30)	法学 (※)	30	
経済学 (30)	経済学 (※)	30	
社会福祉現場実習 (180)	社会福祉現場実習 (※)	90	主事-90
社会福祉現場実習指導 (90)	社会福祉現場実習指導 (※)	60	主事-30
その他 (420)	その他	0	
合計		2,190	

(注) ※印については、社会福祉主事養成に係る科目として介護福祉士養成に係る科目に上乗せして行わなければならない科目名を示す。

3 精神保健福祉士一般養成施設等と併修する場合

社会福祉主事養成機関が、精神保健福祉士法第7条第3号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等と併修を行う場合における教育科目の読替の範囲及び時間数については、次表のとおりとする。

社会福祉主事養成機関 の科目名	読み替えられる精神保健福 祉士一般養成施設の科目名	時間数	備 考
社会福祉概論 (60)	現代社会と福祉	60	
社会福祉行政論 (30)	福祉行財政と福祉計画	30	
社会保障論 (30)	社会保障	60	主事+30
公的扶助論 (30)	低所得者に対する支援と生 活保護制度	30	
老人福祉論 (60)	老人福祉論 (※)	60	
障害者福祉論 (60)	精神保健福祉論	90	主事+30
児童福祉論 (30)	児童福祉論 (※)	30	
家庭福祉論 (30)	家庭福祉論 (※)	30	
地域福祉論 (30)	地域福祉の理論と方法	60	主事+30
社会福祉援助技術論 (30)	社会福祉援助技術論 (※)	30	
社会福祉援助技術演習 (60)	社会福祉援助技術演習 (※)	30	主事+30
	精神保健福祉援助演習	60	
福祉事務所運営論 (30)	福祉事務所運営論 (※)	30	
社会福祉施設経営論 (60)	社会福祉施設経営論 (※)	60	
保健体育・レクリエーション (60)	保健体育・レクリエーション (※)	60	
介護概論 (60)	介護概論 (※)	60	
医学一般 (30)	人体の構造と機能及び疾病	30	主事+30
	保健医療サービス	30	
法学 (30)	権利擁護と成年後見制度	30	
経済学 (30)	経済学 (※)	30	
社会学 (30)	社会理論と社会システム	30	
心理学 (30)	心理学理論と心理的支援	30	
社会福祉現場実習 (180)	社会福祉現場実習 (※)	120	主事+180
	社会福祉現場実習指導 (90)	精神保健福祉援助実習	
		社会福祉現場実習指導 (※)	

その他 (420)	精神医学	60	
	精神保健学	60	
	精神科リハビリテーション学	60	
	精神保健福祉援助技術総論	60	
	精神保健福祉援助技術各論	60	
合計		1,710	

(注) ※印については、社会福祉主事養成に係る科目として精神保健福祉士養成に係る科目に上乘せして行わなければならない科目名を示す。